

**令和元年度
副市長レビュー（春）
協議事項一覧**

副市長レビュー（春）【協議事項一覧】

1 市民部文化振興担当

No.	所管課	事項名	方向性の提案	議論する事項	結果
1	文化財課	蛭塚・伊場遺跡再生プロジェクトについて	蛭塚遺跡、伊場遺跡の再整備、博物館の常設展示を含めた大規模改修、運営体制の強化充実を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市の豊富な文化財を継承し活用する考え方 ・調査研究機能の充実について ・蛭塚遺跡と伊場遺跡について ・遺跡整備と運営のイメージ 	サマーレビューで審議

2 健康福祉部

No.	所管課	事項名	方向性の提案	議論する事項	結果
1	高齢者福祉課	老朽化した特別養護老人ホームの改築への対応（支援）について	<ol style="list-style-type: none"> ①老人福祉施設整備費補助金の対象事業に、老朽化した特養の改築を加える。（ふるさと融資による支援との重複は不可） ②助成額は、創設に対する平成27～29年度補助事業を基本として検討する。 ③単年度の整備集中を避けるため、老人福祉施設経営者協議会と改築計画を協議する。 	<ol style="list-style-type: none"> ①補助対象要件と助成額 ②事業実施スケジュール 	サマーレビューで審議

3 こども家庭部

No.	所管課	事項名	方向性の提案	議論する事項	結果
1	幼児教育・保育課	待機児童解消に向けた保育士確保対策と認証保育所の質の向上について	<ol style="list-style-type: none"> ①保育士が働きやすい環境を整備することにより、保育士確保の促進、就業継続及び離職防止を図る。 ②認証保育所の職員や利用児童の処遇改善により質の向上を図り、保育の受け皿を引き続き確保する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 保育需要が高まり、施設が急増し保育士確保が困難になるなどの環境の変化や、他都市の状況 ② 待機児童解消の一翼を担っている認証保育所の現状と幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設 	提案どおり進める

4 学校教育部

No.	所管課	事項名	方向性の提案	議論する事項	結果
1	教育総務課	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の本格実施について	令和2年度から法律に基づくコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を準備の整った学校から順次導入し、令和6年度までの5年間で全市立小・中学校（144校141協議会）での導入を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ① 本市が導入するコミュニティ・スクールの仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な学校と地域の連携・協働 ・制度導入による教職員の負担感の軽減 ・学校運営に必要な支援（地域学校協働活動）の充実 ② コミュニティ・スクール導入による効果 <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入の必要性の確認 ③ 本格導入に係る経費（概算） <ul style="list-style-type: none"> ・全校導入時の予算規模の確認 	サマーレビューで審議

5 ◎危機管理課、財務部税務担当

No.	所管課	事項名	方向性の提案	議論する事項	結果
1	危機管理課 税務総務課	被災者生活再建支援のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援システムを導入することにより「建物認定調査」、「調査結果登録」及び「り災証明書発行」の大幅な時間短縮を図るとともに、全庁的に「被災者台帳」を活用し速やかな生活再建支援ができる体制を構築する。 ・各部局に跨る被災者支援業務を一元的に管理することで、被災者に寄り添った生活再建支援を可能とする。 ・当該システムの導入においては、国の「緊急防災・減災事業債」及び県の「地震・津波対策等減災交付金」を有効活用し、令和2年度に最小経費による整備を進める。 <p>※国及び県からの補助金交付期間：～令和2年度末</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援システムの必要性及び有効性 ・当該システムを導入する時期の妥当性及びスケジュール 	提案どおり進める

副市長レビュー（春）調書

1 部局名 (課名)	市民部 (文化財課)	
2 協議事項 (案件名)	蛭塚・伊場遺跡再生プロジェクトについて	
3 背景・現状 (現状把握できる 統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財課は市民とともに過去から現在まで地域で育まれた文化財を顕彰し、新たな文化の創造を手助けしつつ、地域のコミュニティの活性化を働きかけ、文化財の活用、継承を支援する。 ・文化財保護法改正（2019年4月施行）により、国指定文化財（蛭塚遺跡）については個別の保存活用計画の策定が求められている。 	
4 検討経過・ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度に文化庁が蛭塚遺跡の視察を行った。貝塚の国指定史跡として全国の先駆だったため、再整備に関心が高い。保存活用計画策定には文化庁との調整が必要。 ・本プロジェクトを推進するにあたっては、歴史文化の調査研究機能を充実して効果的な事業展開を図る必要がある。 	
5-1 方向性の 提案（目指 すべき姿）	蛭塚遺跡、伊場遺跡の再整備、博物館の常設展示を含めた大規模改修、運営体制の強化充実を行う。	
5-2 上記の方 向性決定 に向け議 論する事 項（妥当性、 必要性、有効 性など）	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市の豊富な文化財を継承し活用する考え方 ・調査研究機能の充実について ・蛭塚遺跡と伊場遺跡について ・遺跡整備と運営のイメージ 	
6 結果	<input type="checkbox"/> 提案どおり進める <input checked="" type="checkbox"/> サマーレビューで審議 <input type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める <input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/> その他	具体的内容 整備や運営にかかる費用を踏まえつつ、優先順位を明確にし、基本的な方針を定めるために、サマーレビューで審議する。
7 その他		

副市長レビュー（春）調書

1 部局名 (課名)	健康福祉部 (高齢者福祉課)	
2 協議事項 (案件名)	老朽化した特別養護老人ホームの改築への対応（支援）について	
3 背景・現状 (現状把握できる 統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における特別養護老人ホーム（特養）の施設整備に対する助成は、現在入所待機者の削減を目的とした施設の創設、増築のみを対象としている。以前は改築も補助対象としていたが、三位一体改革による地方への権限及び税財源移譲による国庫補助事業の一般財源化がされた平成 18 年度以降、補助の計画及び実績がなく、平成 22 年度の補助金交付要綱改正において、補助対象から除外した。 ・平成 29 年度の副市長レビュー（春）において、老朽施設の改築に対しては補助金の対象とはせず、事業者の積立金や借入による資金調達を基本としつつ、ふるさと融資による支援を行うこととされた。 ・本市内において特養を運営する社会福祉法人が組織する「浜松市老人福祉施設経営者協議会」から、平成 29 年 10 月、平成 30 年 8 月及び同年 12 月に特養の改築等に対する補助金の要望書が提出された。 ・「浜松市老人福祉施設経営者協議会」に参加している法人のうち、特養の改築を検討している法人は 5 法人、築 32 年から 45 年経過した建物を有している。 	
4 検討経過・ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・指定都市 20 市中 7 市において、改築を対象とした助成制度がある。 ・県内では改築に対する助成制度は静岡県及び静岡市にあり、助成制度がない自治体は本市のみである。改築の際に市外へ移転されてしまうと、本市の特養の総定員数が減少し、市民サービスの低下が懸念される。 	
5-1 方向性の 提案(目指 すべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> ①老人福祉施設整備費補助金の対象事業に、老朽化した特養の改築を加える。 (ふるさと融資による支援との重複は不可) ②助成額は、創設に対する平成 27～29 年度補助事業を基本として検討する。 ③単年度の整備集中を避けるため、老人福祉施設経営者協議会と改築計画を協議する。 	
5-2 上記の方 向性決定 に向け議 論する事 項(妥当性、 必要性、有効 性など)	<ul style="list-style-type: none"> ①補助対象要件と助成額 ②事業実施スケジュール 	
6 結果	<input type="checkbox"/> 提案どおり進める <input checked="" type="checkbox"/> サマーレビューで審議 <input type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める <input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/> その他	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 具体的内容 </div>
7 その他		

副市長レビュー（春）調書

1 部局名 (課名)	こども家庭部 (幼児教育・保育課)																						
2 協議事項 (案件名)	待機児童解消に向けた保育士確保対策と認証保育所の質の向上について																						
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<p>①待機児童解消に向け保育所等の施設整備を促進する中、保育士の確保が困難となっている。既存施設においても、定員に見合った受入れを継続するために、保育士の就業継続・離職防止対策が必要となっている。</p> <p>[市内認可保育施設の数と定員数の推移]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #e0f2f1;"> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>89</td> <td>106</td> <td>126</td> <td>148</td> <td>157</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>9,210</td> <td>11,201</td> <td>12,711</td> <td>14,156</td> <td>15,108</td> <td>15,658</td> </tr> </tbody> </table> <p>②待機児童解消の一翼を担う認証保育所は、本年10月から実施する幼児教育・保育の無償化の対象であり、保護者が安心して利用することができるよう質を高める必要がある。</p>			H26	H27	H28	H29	H30	H31	施設数	89	106	126	148	157	166	定員	9,210	11,201	12,711	14,156	15,108	15,658
	H26	H27	H28	H29	H30	H31																	
施設数	89	106	126	148	157	166																	
定員	9,210	11,201	12,711	14,156	15,108	15,658																	
4 検討経過・課題	<p>①保育士確保策として、保育士再就職支援研修、保育士修学資金等貸付事業、保育士宿舍借り上げ支援事業を実施してきたが、安定した保育を提供するためにも更なる取組みが必要である。</p> <p>②現在の認証保育所に対する事業費助成の補助基準額は、H18の認可保育所の保育単価を基にH19に定めたものである。</p>																						
5-1 方向性の提案 (目指すべき姿)	<p>①保育士が働きやすい環境を整備することにより、保育士確保の促進、就業継続及び離職防止を図る。</p> <p>②認証保育所の職員や利用児童の処遇改善により質の向上を図り、保育の受け皿を引き続き確保する。</p>																						
5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項 (妥当性、必要性、有効性など)	<p>① 保育需要が高まり、施設が急増し保育士確保が困難になるなどの環境の変化や、他都市の状況</p> <p>② 待機児童解消の一翼を担っている認証保育所の現状と幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設のあり方</p>																						
6 結果	<p><input checked="" type="checkbox"/> 提案どおり進める</p> <p><input type="checkbox"/> サマーレビューで審議</p> <p><input type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める</p> <p><input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>具体的内容</p>																					
7 その他																							

副市長レビュー（春）調書

1 部局名 (課名)	学校教育部 (教育総務課)	
2 協議事項 (案件名)	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の本格実施について	
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、法律に基づくコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を円滑に導入するため、平成 28 年度からコミュニティ・スクール推進モデル校を選定し、制度の試行・検証を行っている。 (令和元年度：24 校 22 協議会で実施) ・平成 29 年度施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正において、学校運営協議会の設置が任意から努力義務となり、全国的に導入が加速している。 ・平成 30 年度には、学識経験者や校長等で構成する「浜松市コミュニティ・スクール推進協議会」を設置し、本市におけるコミュニティ・スクールの在り方、仕組みなどについて協議している。 	
4 検討経過・課題	コミュニティ・スクール推進モデル校による試行・検証の結果、制度導入の効果が確認でき、本市における仕組みなど、本格導入時の方向性が固まったことから、改めて実施方針について確認したい。	
5-1 方向性の提案 (目指すべき姿)	令和 2 年度から法律に基づくコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を準備の整った学校から順次導入し、令和 6 年度までの 5 年間で全市立小・中学校（144 校 141 協議会）での導入を目指す。	
5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項 (妥当性、必要性、有効性など)	<ul style="list-style-type: none"> ① 本市が導入するコミュニティ・スクールの仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な学校と地域の連携・協働 ・制度導入による教職員の負担感の軽減 ・学校運営に必要な支援（地域学校協働活動）の充実 ② コミュニティ・スクール導入による効果 <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入の必要性の確認 ③ 本格導入に係る経費（概算） <ul style="list-style-type: none"> ・全校導入時の予算規模の確認 	
6 結果	<input type="checkbox"/> 提案どおり進める <input checked="" type="checkbox"/> サマーレビューで審議 <input type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める <input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/> その他	具体的内容
7 その他		

副市長レビュー（春）調書

1 部局名 (課名)	危機管理監・財務部 (危機管理課) (税務総務課)	
2 協議事項 (案件名)	被災者生活再建支援のあり方について	
3 背景・現状 (現状把握できる 統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、本市は、大規模災害時の各種被災者生活再建支援を一元的に管理する仕組みは未整備である。 ・国は、平成 25 年 6 月災害対策基本法の一部を改正し、被災者が各種支援を受けるために必要となる「り災証明書」の交付に必要な業務の実施体制を確保し、遅滞なく発行することを市町村長の義務とした。 ・県は、平成 30 年度に被災者生活再建支援システムの県内市町一括導入を目指したが、同年 12 月「県アクションプログラム 2013」を改定し、県補助金対象の事業として、各市町が整備するものとした。 ・本市においては、被災地や先進地を視察し、現行体制とシステム導入後の必要人員数や発行までの時間などを比較検討した。 	
4 検討経過・ 課題	<p>【先進地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度：西宮市・平成 28 年度：熊本市 ・平成 30 年度：常総市、新潟市を視察 <p>【庁内協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度：庁内関係部署とシステム構築の是非を含め協議 ・平成 30・31 年度：3 社のデモを行った。 	
5-1 方向性の 提案 (目指 すべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援システムを導入することにより「建物認定調査」、「調査結果登録」及び「り災証明書発行」の大幅な時間短縮を図るとともに、全庁的に「被災者台帳」を活用し速やかな生活再建支援ができる体制を構築する。 ・各部局に跨る被災者支援業務を一元的に管理することで、被災者に寄り添った生活再建支援を可能とする。 ・当該システムの導入においては、国の「緊急防災・減災事業債」及び県の「地震・津波対策等減災交付金」を有効活用し、令和 2 年度に最小経費による整備を進める。 <p>※国及び県からの補助金交付期間：～令和 2 年度末</p>	
5-2 上記の方 向性決定 に向け議 論する事 項 (妥当性、 必要性、有効 性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援システムの必要性及び有効性 ・当該システムを導入する時期の妥当性及びスケジュール 	
6 結果	<p>■提案どおり進める</p> <p><input type="checkbox"/> サマーレビューで審議</p> <p><input type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める</p> <p><input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>具体的内容</p> <p>費用対効果や導入のメリット、配備した場合のシステムの運用方法を検討するとともに、小規模災害時の使用についても検討すること。</p>
7 その他		